

三豊市特定地域生活排水処理事業 経営戦略

令和8年3月
三豊市環境衛生課

目次

第1章 経営戦略について

1-1	経営戦略策定にあたって	1
1-2	計画期間	1
1-3	対象事業	2
1-4	経営戦略の位置づけ	2

第2章 三豊市下水道事業の概要

2-1	下水道の概要	3
2-2	施設概要	4
2-3	下水道使用料体系	5
2-4	その他の取組状況	6

第3章 現状分析及び課題の抽出

3-1	現状分析	7
3-2	経営指標による分析	10
3-3	他団体との比較	12

第4章 経営の基本方針

4-1	基本方針	14
-----	------	----

第5章 将来の事業環境

5-1	将来推計人口	15
5-2	将来水量推計	15

第6章 投資・財政計画

6-1	使用料収入	16
6-2	営業費用	16
6-3	他会計繰入金	17
6-4	企業債残高	17
6-5	経費回収率	18
6-6	投資・財政計画	19
6-7	目標指標	20
6-8	目標指標達成に向けた具体的 な取組	20

第7章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 21

参考 各用語の説明

第1章 経営戦略について

1-1 経営戦略策定にあたって

浄化槽は、家庭などから排出される汚水を処理し、できるだけきれいな水にして放流する役割を担っており、衛生的で快適な生活環境の確保、用水域の水質保全のため、欠くことのできない重要な都市基盤施設です。

そして市街地、農山漁村等を含めた市全域で効率的な生活排水処理施設の推進を図るためには、各種生活排水処理施設の特性等を踏まえ、経済比較を基本としつつ水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な整備手法の選定を行うことが必要不可欠とされています。

現在、本市の生活排水処理施設の整備は、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等により実施しています。ただ、市設置型浄化槽事業については、集落排水事業と同様に、今後における本市の人口減少や厳しい財政事情等を踏まえると、維持が困難になることが予想されており、各世帯への所有の移転を図ることを前提とした生活排水処理事業を進めていく必要があります。

このような環境において、本市としても中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、健全な経営の確保に努めてきました。

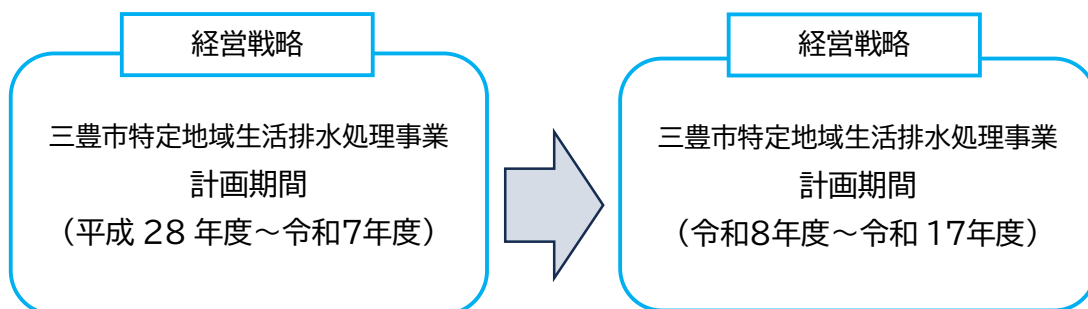
しかし、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況の中にあっても、施設の維持管理を引き続き推進し、さらなる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることで、将来にわたって市民生活に必要なサービスを安定的に提供できるよう、平成28年度に策定した経営戦略を改訂するものです。

1-2 計画期間

計画期間は令和8年度～令和17年度の10年間とします。

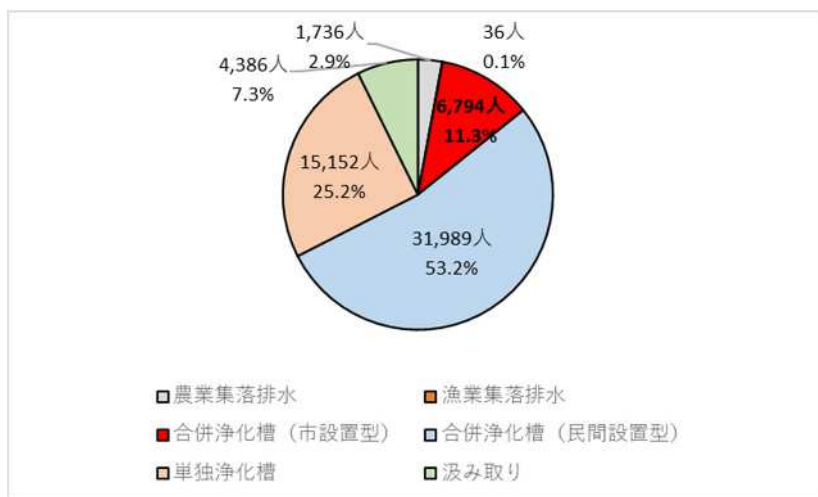
また、計画期間中に推進すべき具体的施策や指標を示し、適切な事業の運営に努めます。



1-3 対象事業

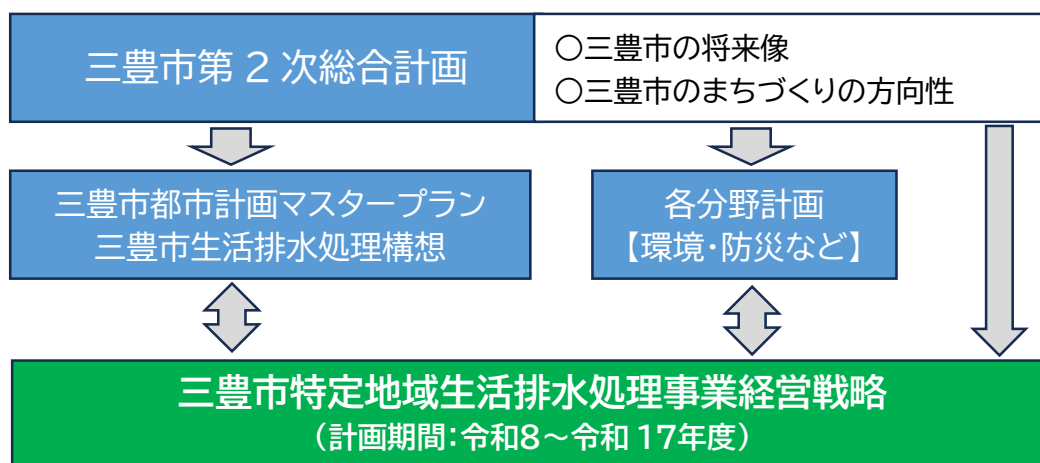
本経営戦略の対象となる事業は、特定地域生活排水処理事業であり、具体的には市設置型浄化槽となります。

また、令和6年度末における同事業利用者は 6,794 人であり、全行政人口の 11.3%となっています。



1-4 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、市政の最上位の方針である「三豊市総合計画」を上位計画として位置づけます。また、施設の将来における維持管理等の考え方を示した「三豊市施設等総合管理計画」、その他環境・防災などの各分野における本市の計画のほか、「香川県汚水処理事業広域化・共同化計画」など他の計画と連動し、計画の整合性を図ります。

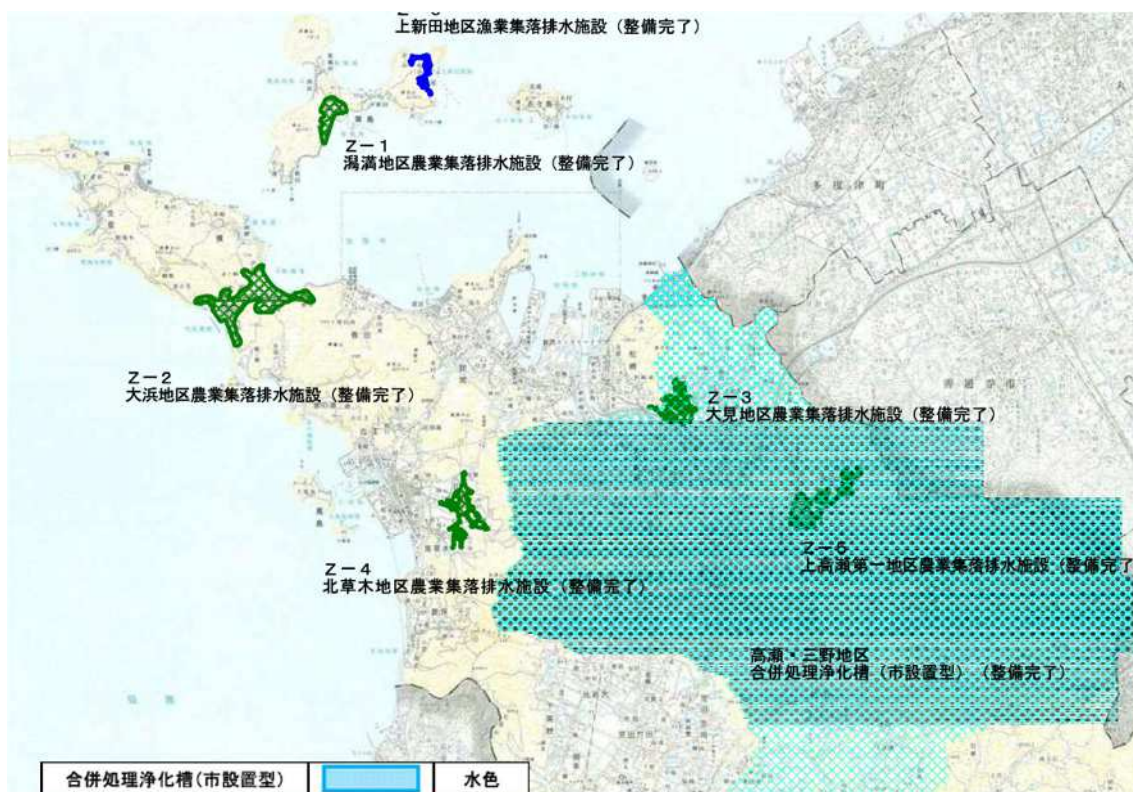


第2章 三豊市下水道事業の概要

2-1 下水道事業の概要

平成7年度より個人の宅内に市(旧町)が浄化槽を設置する事業が実施されました。これにより、古い処理方式から合併浄化槽への転換が促進し、衛生的で快適な生活環境の確保、用水域の水質保全が実現されました。以降、平成19年度までに設置され、現在は維持管理のみを実施している状況です。

	特定地域生活排水処理事業
供用開始年度 (供用開始後年数)	高瀬地区:平成7年度(29年) 三野地区:平成7年度(29年)
処理区域内人口密度	245.98 人/㎢
浄化槽設置基数	2,062基(高瀬地区:1,653基、三野地区:409基) ※令和7年3月末時点



2-2 施設概要

規模別の設置状況は以下のとおりです。(令和7年3月末時点)

規模	高瀬地区(基数)	三野地区(基数)	合計
5人槽	309	110	419
6人槽	137	34	171
7人槽	717	160	867
8人槽	121	23	144
10人槽	278	63	341
11~20人槽	32	12	44
21~30人槽	28	7	35
31~40人槽	10	0	10
41~50人槽	17	0	17
51~100人槽	14	0	14
合計	1,653	409	2,062

2-3 下水道使用料体系

三豊市の一般汚水の料金体系は、下図表のとおり、定額制(人頭制)を採用しており、当事業と集落排水事業の使用料は令和2年度より統一されています。

他方、多くの団体では、「基本料金」と、使用水量に応じて変動する「従量料金」の2部から構成される2部料金制を採用しています。

用途	使用人員	月額使用料(税込み)
一般家庭	0~1人	2,860円
	2人以上	1人につき 660円
事業用	1~4人	3,300円
	5人	3,630円
	6人	3,960円
	7人	4,290円
	8~9人	4,620円
	10人	5,280円
	11~15人	6,380円
	16~20人	7,590円
	21~25人	8,690円
	26~30人	10,230円
	31~40人	13,420円
	41~50人	16,610円
	51~60人	34,100円
61~70人	37,400円	
71~80人	40,700円	
81~90人	44,000円	
91~100人	47,300円	
自治会館	—	3,300円

2-4 その他の取組状況

(1) 老朽化・地震対策

一般的に浄化槽の耐用年数は20～30年とされており、耐用年数を迎える浄化槽も存在していますが、現時点において定期点検による浄化槽躯体交換の必要性は指摘されていません。定期点検や法定点検は随時実施しており、主にブローア等の機器交換を実施しています。

(2) 民間活用

処理施設の維持管理業務を民間業者に委託しています。

(3) 汚泥の有効利用

個別処理施設から発生する汚泥は、し尿処理施設(瀬戸グリーンセンター)への搬入後、汚泥再資源化施設(かがわコンポスト事業所)で堆肥化を実施しています。

(4) 浄化槽設備の譲渡の検討

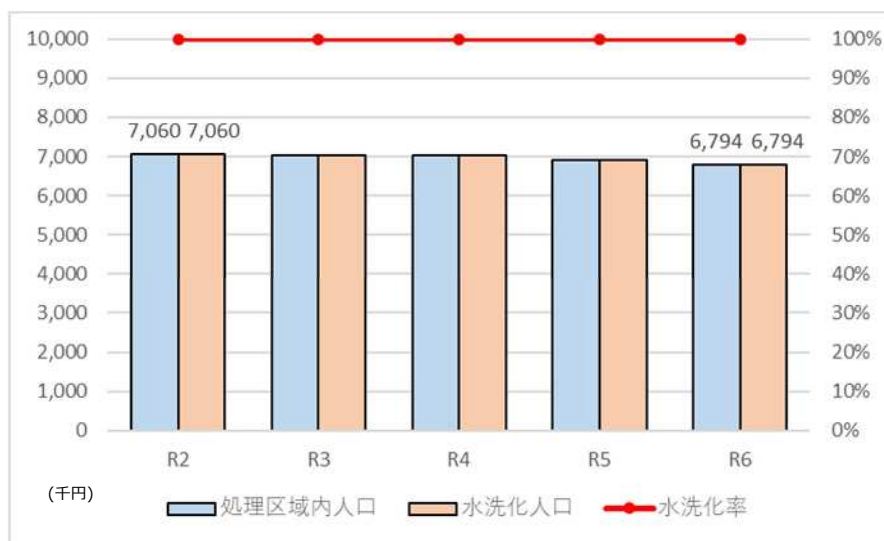
現在、当事業においては浄化槽を市が所有・維持管理を実施しておりますが、使用者への譲渡も視野に入れてアンケートを実施しています。

第3章 現状分析及び課題の抽出

3-1 現状分析

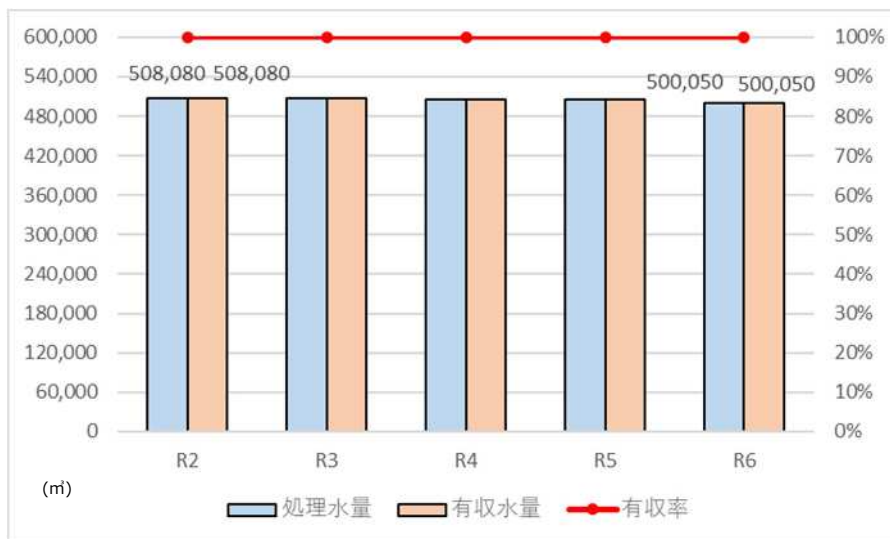
(1) 水洗化人口の推移

処理区域内人口は年々減少を続けており、令和6年度においては令和2年度と比較して△266名減少(△3.8%)しています。なお、同期間における三豊市全体の行政人口減少率は△6.1%であり、行政人口減少速度よりも緩やかな状況にあります。また、水洗化率は100%のため、処理区域内人口=水洗化人口となっています。



(2) 有収水量の動向

使用料収入の対象となる有収水量の推移は、処理区域内人口の減少に伴い、人口減少率ほどではないものの、減少傾向にあります。

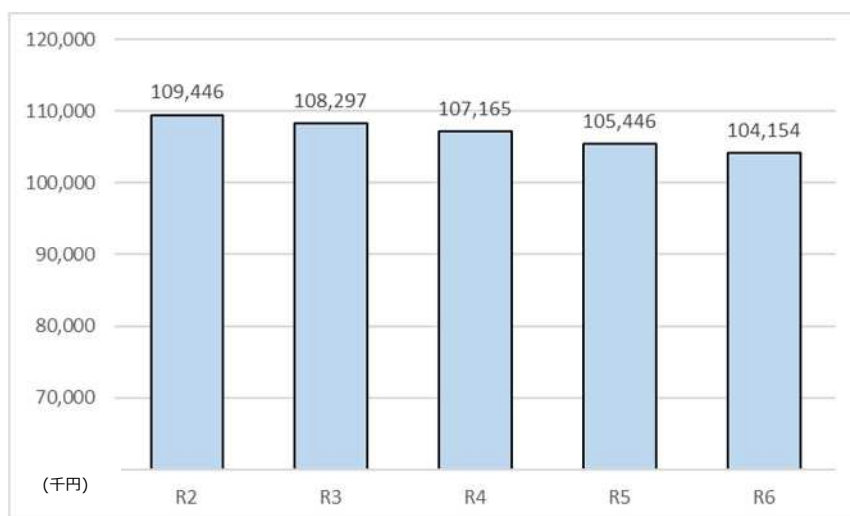


(3) 投資及び整備状況

平成7年度に供給を開始し、平成19年度までに整備を完了しました。現在は定期点検等によって交換が必要と評価されたブロー等の機器交換を実施しています。適切な維持管理を継続し、浄化槽躯体の交換は現在のところ見込んでおりません。

(4) 使用料収入

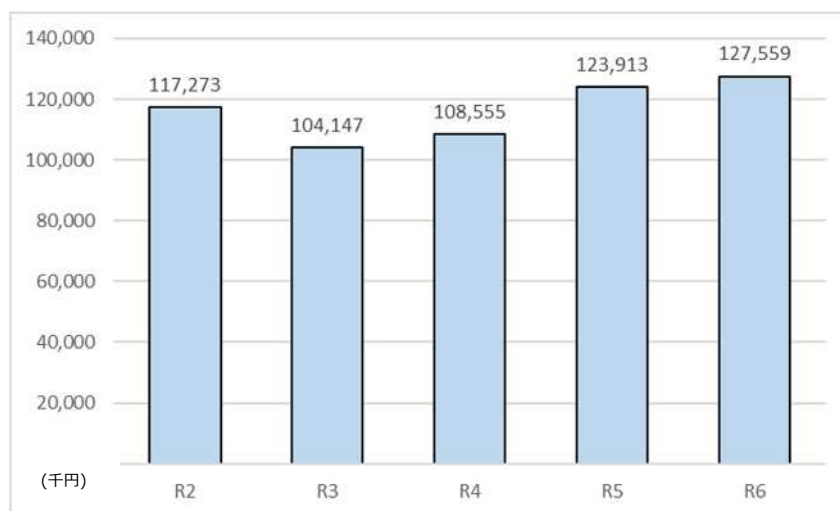
直近5か年における使用料収入は、処理区域内人口の減少に伴って減少傾向にあります。集落排水のような接続率という概念はないため、使用料減少に歯止めをかける方策としては使用料の見直しを実施するしかありません。



※当該事業については、公営企業法の財務規程を適用していないため、税込表記です。

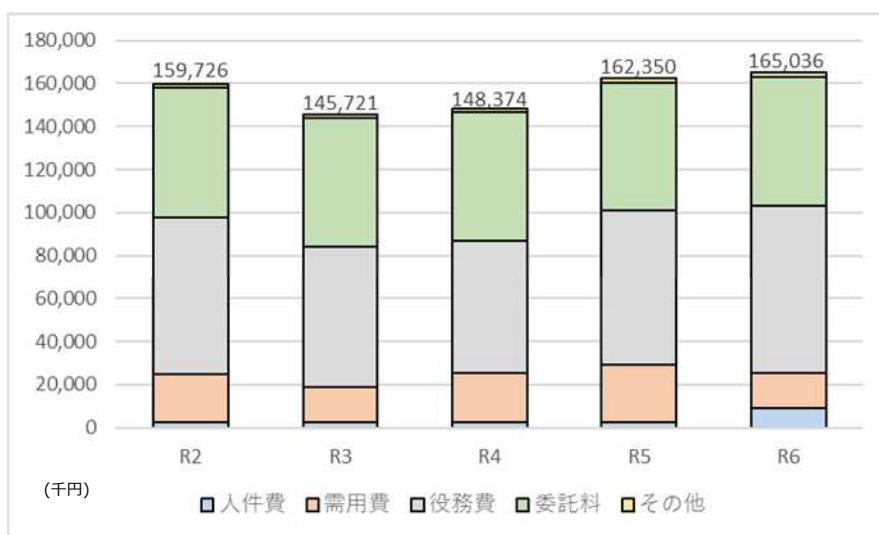
(5) 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金については、令和3年度と令和4年度で減少しましたが、直近2か年においては増加傾向にあります。



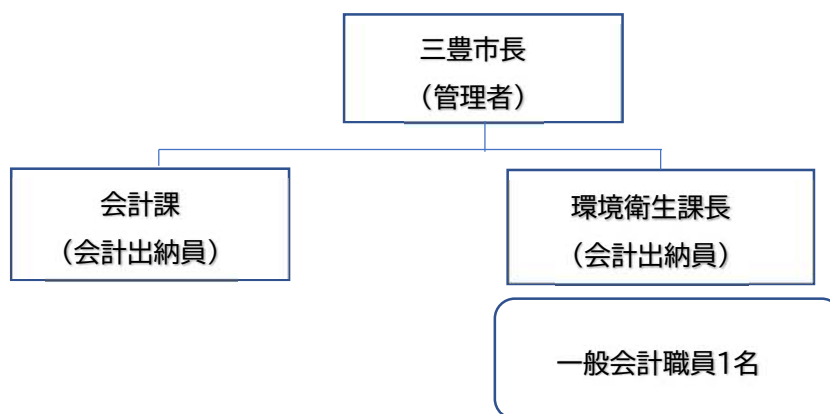
(6) 営業費用

営業費用は主に役務費、委託料、需用費で構成されており、役務費は大半が浄化槽汲み取り清掃手数料、委託料は浄化槽維持管理委託料、需用費は修繕料となっています。これらの推移としては、役務費は若干増加傾向にあります。それ以外の費目について概ね横ばいで推移しています。



(7) 組織体制

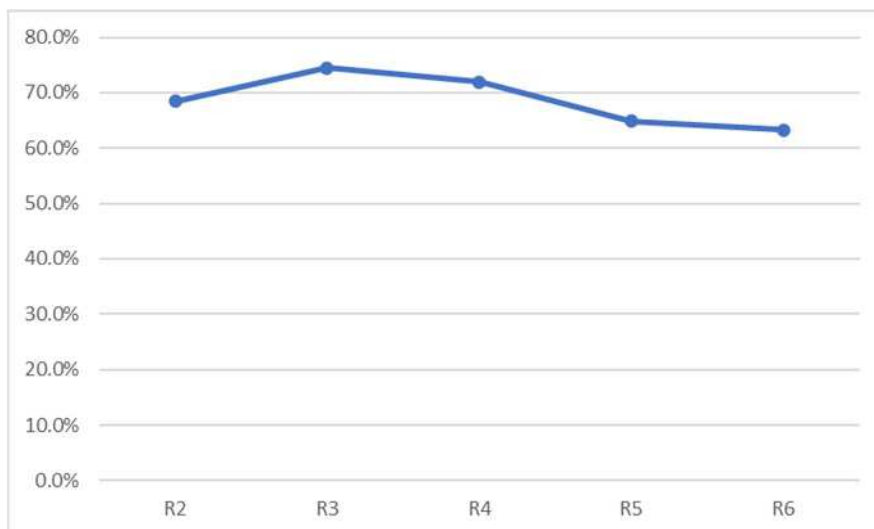
当事業は環境衛生課が所管しており、当会計における職員数は、直近10年間に於いて、1名で変わっていません。



3-2 経営指標による分析

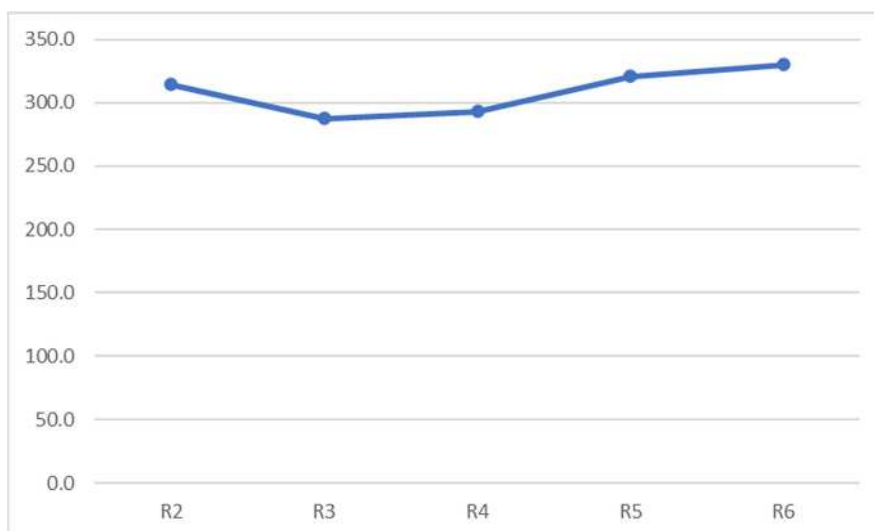
(1) 経費回収率

使用料収入を污水处理費で除した指標で、経費を使用料でまかなえているかを示す指標です。当事業における数値は100%を下回っており、近年徐々に低下傾向にあります。



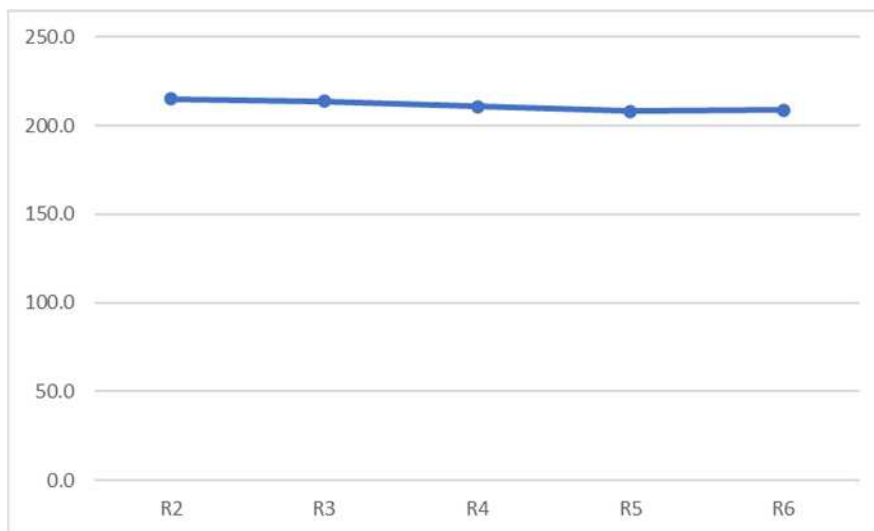
(2) 污水处理原価(円/㎡)

污水处理費を年間有収水量で除した指標で、汚水 1 ㎡あたりの処理コストがどの程度かかっているかを示す指標です。当事業においては 300 円前後のレンジで推移していますが、令和 6 年度には330円まで上昇しています。



(3) 使用料単価(円/㎡)

使用料収入を年間有収水量で除した指標で、汚水処理 1 ㎡あたりの使用料を示しています。当事業においては 200 円強で推移しており、近年は徐々にではありますが、下落傾向にあります。

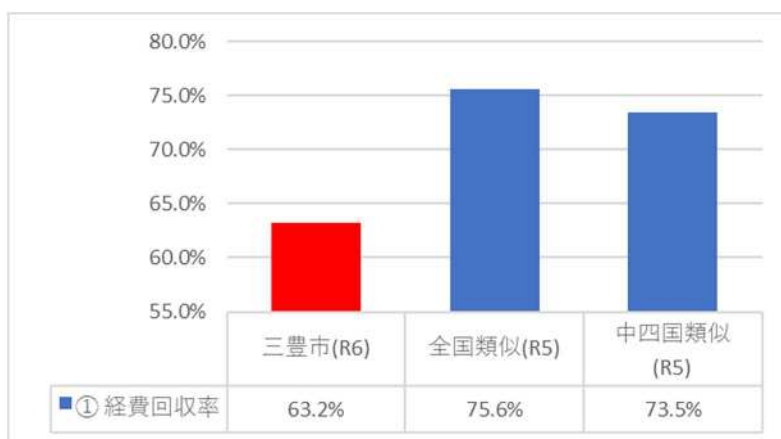


3-3 他団体との比較

本市の経営状況を把握するため、他団体比較を実施しました。具体的には本市事業の令和6年度実績と、類似団体においては総務省より公表されている令和5年度実績との比較としています。

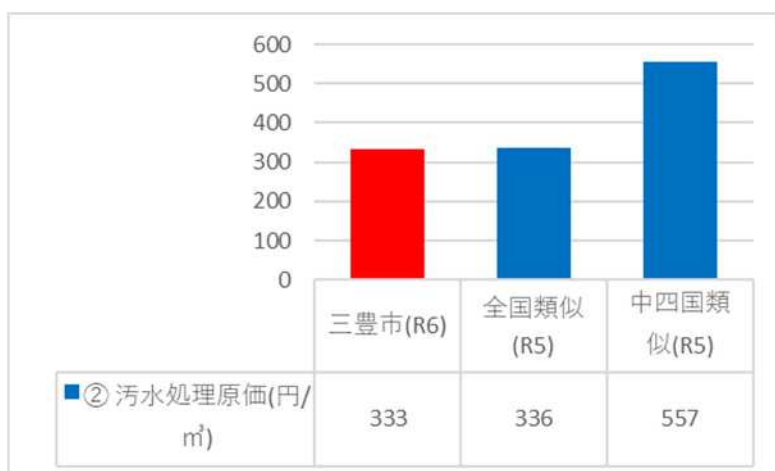
(1) 経費回収率

経費回収率は100%以上を確保することが理想とされており、これを下回る場合には、使用料の増加や汚水処理費の減少に向けた経営努力を継続する必要があります。本市における当該指標数値は63.2%であり、全国・中四国類似団体平均よりも下回っています。



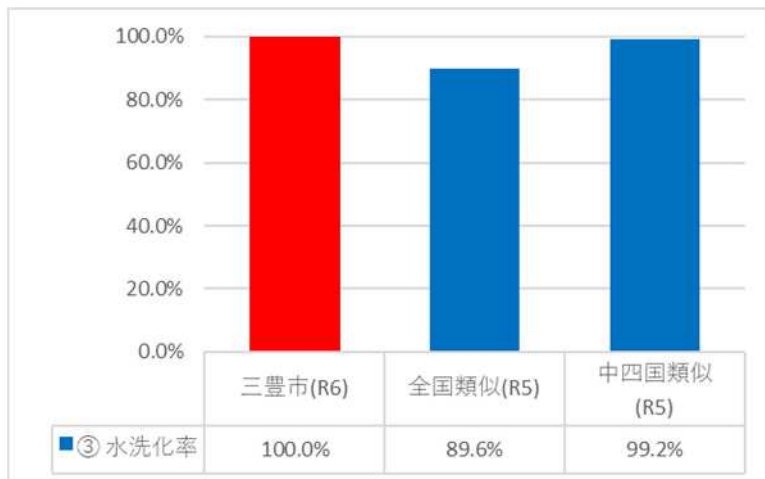
(2) 汚水処理原価

汚水処理原価とは、汚水処理に要した費用(汚水処理費)を有収水量で除した数値で、1m³あたりの処理単価を示しています。本市数値は、各類似団体平均よりも低く抑えられています。



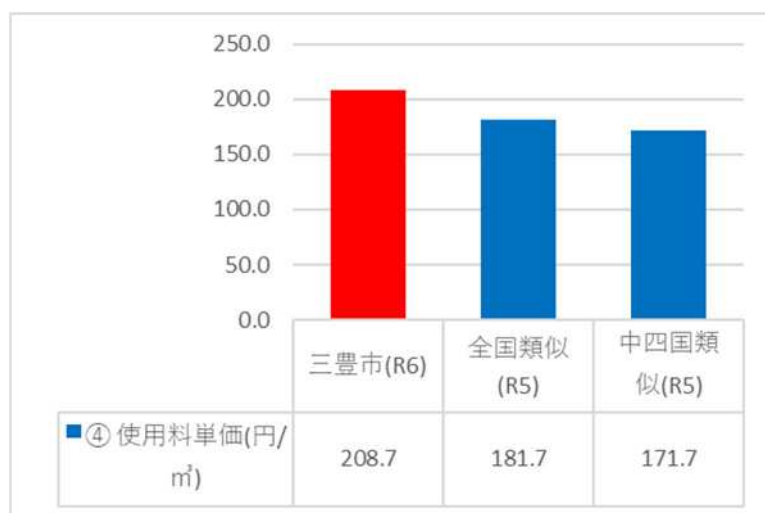
(3) 水洗化率

処理区域内人口における水洗化人口の割合を示す指標ですが、本市は接続を前提として市が合併浄化槽を設置しているため、100%を維持しています。



(4) 使用料単価

使用料単価とは、徴収した使用料を有収水量で除した数値であり、1m³あたりどれだけの使用料を徴収できたかをあらわしています。本市では全国・中四国類似団体よりも高い水準を維持しています。



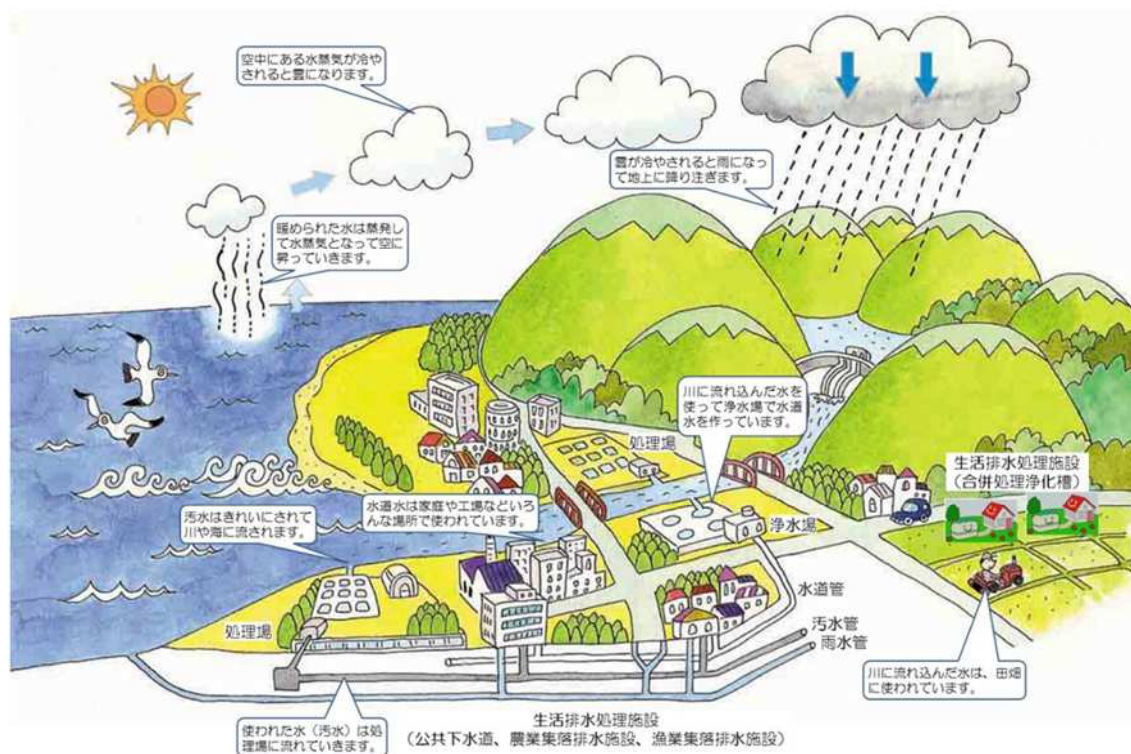
第4章 経営の基本方針

4-1 基本方針

生活排水処理の整備には、相当な事業期間と事業費が必要となります。さらに、その後の生活排水処理施設の維持管理に係る予算は市の財政に多大な影響を与える恐れがあります。三豊市では、生活排水処理は下水道ではなく浄化槽で行うとの方針のもと施設の整備を行って来ましたが、現在、浄化槽施設の維持管理には、使用料収入だけでは賅えず一般会計からの繰入れを行っている状況にあります。

今後は、施設の老朽化により維持管理費の増加が懸念されており、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図れる修繕・更新計画を検討する必要があります。

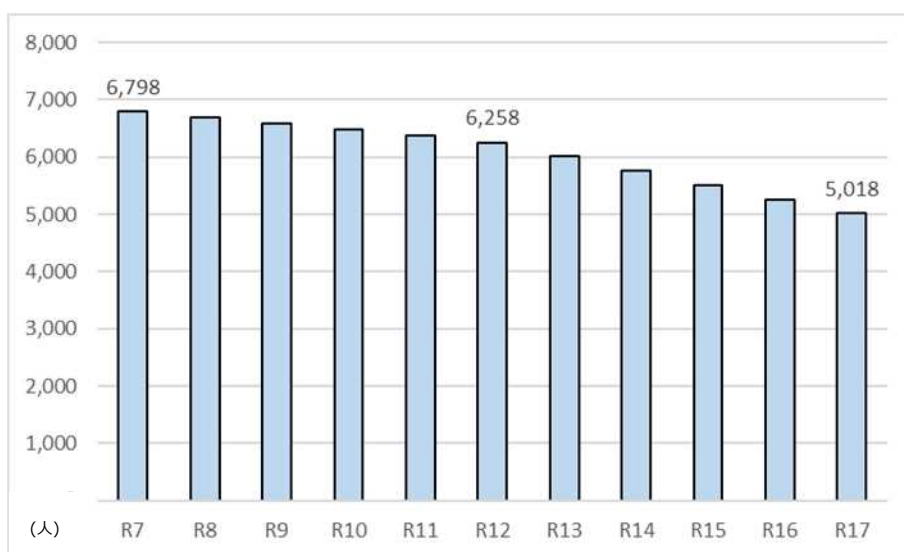
また、使用料の改定についても現在の定額制から従量制への移行を検討します。



第5章 将来の事業環境

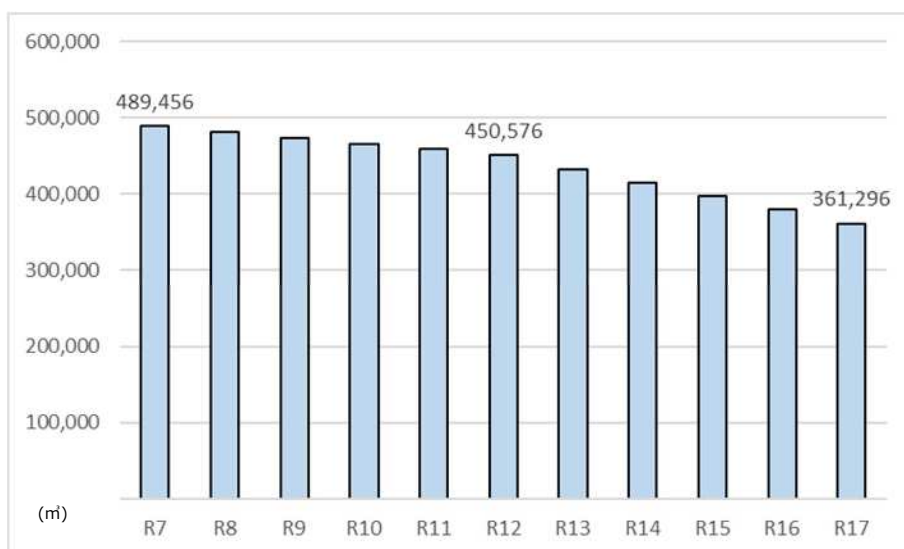
5-1 将来人口推計

処理人口は令和7年度から令和17年度にかけて△1,780人(△26.2%)減少する見込みとなっています。これは、三豊市全体の行政人口の予測減少率△12.5%より急激に減少することを示しています。



5-2 将来水量推計

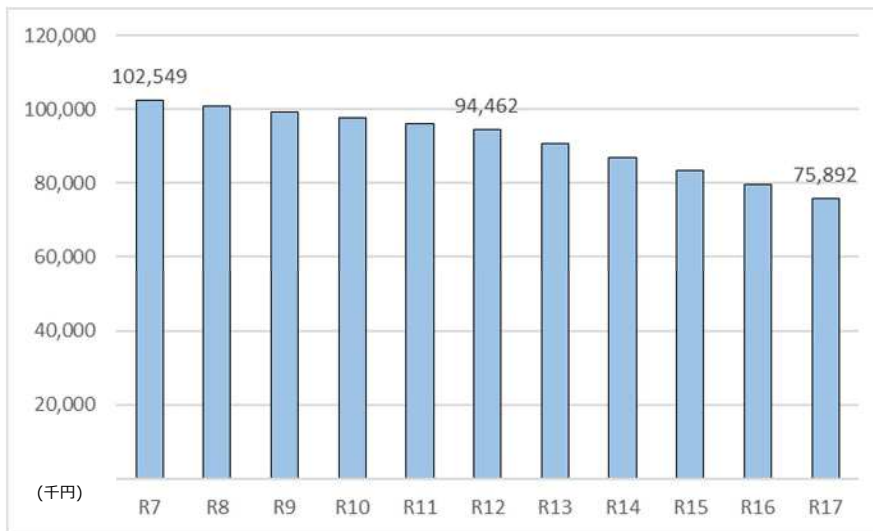
処理人口の減少に比例して、有収水量も減少することが予想されます。



第6章 投資財政計画

6-1 使用料収入

現行の使用料単価は、他団体と比較して高い水準であり、向こう5年程度において使用料改定を実施する予定はありません。ただ、使用料改定を実施しない成り行きベースにおいて、使用料収入は令和7年度から令和17年度にかけて△26,657千円(△26.0%)減少する見込みであり、近隣団体の状況も鑑みつつ改定の検討は実施します。



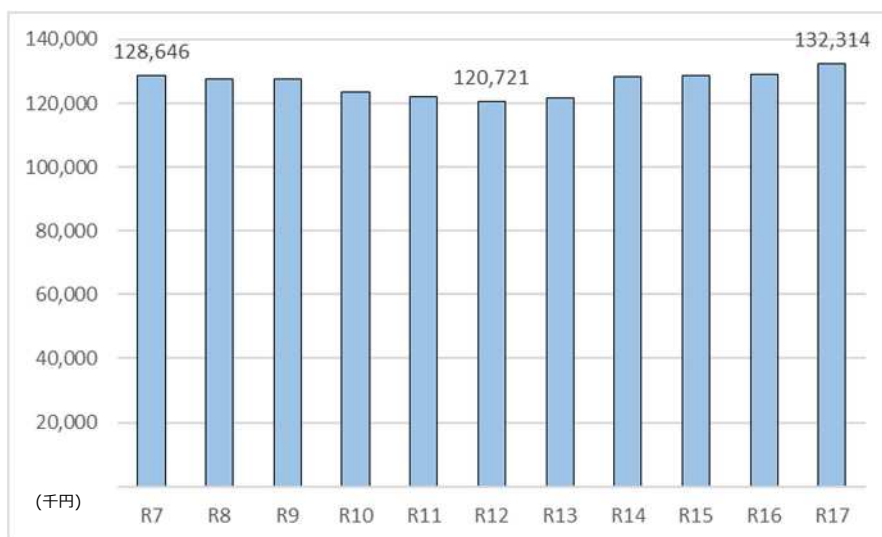
6-2 営業費用

経費に関しては、修繕費や委託料などが高騰しており、今後も増加していくことが見込まれます。また、災害に備えた調査費用等も必要となります。



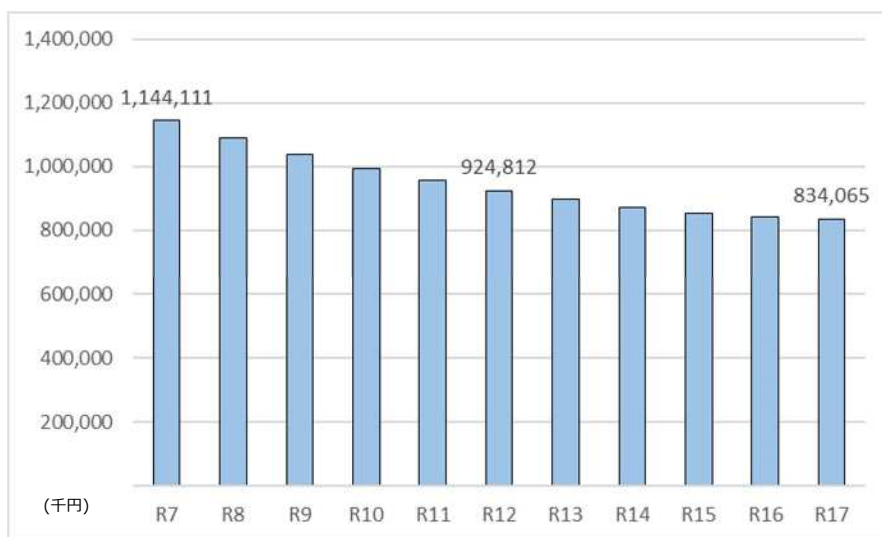
6-3 他会計繰入金

運営にかかる経費として、一般会計より補助金を受けており、汚水処理費を使用料収入でまかなえない部分について補填をしています。今後においては、営業費用の増大に伴ってこの金額も増加することが予想されます。



6-4 企業債残高

企業債残高については、浄化槽整備は完了しており、新たな企業債を借り入れる予定はありません。このため、償還が進み残高も減少していくことが見込まれます。



6-6 投資財政計画

(千円)

区 分		年 度		前年度 (決算)	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	231,967	231,225	228,681	226,897	221,144	218,295	215,213	212,569	215,534	211,976	208,595	208,236	
		(1) 営 業 収 益 (B)	104,408	102,579	100,961	99,344	97,727	96,109	94,492	90,778	87,064	83,350	79,636	75,922	
		ア 料 金 収 入	104,371	102,549	100,932	99,314	97,697	96,079	94,462	90,748	87,034	83,320	79,606	75,892	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他	37	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
	(2) 営 業 外 収 益	127,559	128,646	127,720	127,553	123,418	122,186	120,721	121,791	128,471	128,626	128,960	132,314		
	ア 他 会 計 繰 入 金	127,559	128,646	127,720	127,553	123,418	122,186	120,721	121,791	128,471	128,626	128,960	132,314		
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 総 費 用 (D)	173,087	171,146	173,218	175,486	177,987	180,673	183,568	186,620	189,798	193,073	196,515	200,157		
	収 益 的 支 出	(1) 営 業 費 用	ア 職 員 給 与 費	8,869	9,047	9,228	9,412	9,601	9,793	9,988	10,188	10,392	10,600	10,812	11,028
うち 退 職 手 当			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他			156,166	155,246	158,313	161,441	164,631	167,885	171,205	174,590	178,044	181,566	185,159	188,824	
(2) 営 業 外 費 用			8,051	6,853	5,678	4,633	3,756	2,995	2,375	1,841	1,362	907	544	305	
ア 支 払 利 息		うち 一 時 借 入 金 利 息	8,051	6,853	5,678	4,633	3,756	2,995	2,375	1,841	1,362	907	544	305	
		イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	58,880	60,078	55,463	51,411	43,157	37,622	31,645	25,949	25,736	18,903	12,080	8,079	
		資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 地 方 債 債 償 還 金	うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	他 会 計 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 他 会 計 借 入 金	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(3) 他 会 計 借 入 金	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(6) 工 事 負 担 金	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(7) そ の 他	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2 資 本 的 支 出 (G)	58,880		60,078	55,463	51,411	43,157	37,622	31,645	25,949	25,736	18,903	12,080	8,079		
資 本 的 支 出	(1) 建 設 改 良 費	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		地 方 債 債 償 還 金 (H)	58,880	60,078	55,463	51,411	43,157	37,622	31,645	25,949	25,736	18,903	12,080		
	(2) 地 方 債 債 償 還 金 (H)	58,880	60,078	55,463	51,411	43,157	37,622	31,645	25,949	25,736	18,903	12,080			
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-58,880	-60,078	-55,463	-51,411	-43,157	-37,622	-31,645	-25,949	-25,736	-18,903	-12,080	-8,079			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

6-7 目標指標

本経営戦略における目標指標は以下の通りです。

なお、当該目標値は投資財政計画と一致しておりませんが、料金改定の検討や経費削減に向けた取組を実施することで、達成を目指します。

指標名称	単位	R6 実績値	R12 目標値	R17 目標値
経常収支比率	%	100.0	100.0	100.0
経費回収率	%	63.2	52.1	50.0
一般会計繰入金	千円	127,559	120,721	130,000
企業債残高対下水道 使用料率	%	1,153.8	979.0	1,000.0

6-8 目標指標達成に向けた具体的な取組

(1) 収入増加のための具体的取組

○ 使用料改定の検討

健全な経営を継続するにあたっては、使用料の改定による収入増加策が有効な手段の一つとして考えられていますが、本市における使用料は近隣団体と比較して高い水準にあるため、現状使用料改定は予定しておりません。ただ、近隣団体においては使用料改定を既の実施、または改定予定の団体も存在することから、将来的には事業環境を鑑みながら使用料改定の検討を実施してまいります。

(2) 支出削減のための具体的取組

○ 浄化槽の譲渡

アンケート調査の結果、市設置型浄化槽の譲渡について、希望する使用者が一定数(12.4%)いることから、今後も、三豊市公営設置浄化槽管理条例に基づき、使用者に無償で譲渡していきます。なお、その際は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第11条に規定する検査を受けること、適正な維持管理の実施にあたっては、合併処理浄化槽維持管理費補助金事業が利用できることを周知してまいります。

○ 包括的民間委託の検討

本市においては、既に複数の業務を事業者へ委託していますが、今後の経営状況を踏まえつつ、民間の創意工夫、知識や経験をさらに活用するために、使用料の適正化の検討と併せて、包括的民間委託についても検討していきます。

参考 各用語の説明

○下水道(げすいどう)

『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう』(下水道法第2条第3号)。下水道の設置・管理は、原則として市が行います。

○農業集落排水(のうぎょうしゅうらくはいすい)

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。

○漁業集落排水(ぎょぎょうしゅうらくはいすい)

漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。

○有収水量(ゆうしゅうすいりょう)

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる水量。

○汚水処理水量(おすいしゅりすいりょう)

下水道施設に流入する水量のうち、雨水処理水量を除いた部分の水量。

○有収率(ゆうしゅうりつ)

年間有収水量÷年間汚水処理水量を%で表したもの。

○汚水処理原価(おすいしゅりげんか)

有収水量当たりの汚水処理費用のこと。

○使用料単価(しゅうりょうたんか)

有収水量当たりの使用料収入のこと。

○経費回収率(けいひかいしゅうりつ)

下水道等使用料収入で、汚水処理費用をどれだけ賄えているかを数値的に表した指標。この指標は、100%以上であることが企業として求められています。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となり、経営戦略によって経費回収率の向上を図ることが求められています。

○水洗化人口

処理区域内で、実際に下水道へ接続している人口。

○処理区域人口(きょうようかいしくいきじんこう)

下水道が利用できるようになった区域内の人口。

○下水道処理人口普及率(げすいどうしよりじんこうふきゅうりつ)

下水道を利用できる人口の割合

普及率(%) = 供用開始区域内人口 / 行政人口 × 100

○水洗化率(すいせんかりつ)

水洗化率(%) = 水洗化人口 / 処理区域内人口 × 100

○地方公営企業(ちほうこうえいきぎょう)

地方団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業(水道事業・病院事業・下水道事業など)

○損益計算書(そんえきけいさんしょ)

一定期間での「費用」「収益」を表示した企業の利益が分かる経営成績表

○貸借対照表(たいしゃくたいしょうひょう)

一定時点での「資産」「負債」「純資産(資本)」を表示した企業の財産表。会社の規模や財政状態の健全性、短期的な支払能力などが分かる。

○企業債(きぎょうさい)

地方団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金に充てるために起こす地方債。